

青子推第1256号

令和3年3月22日

保護者の皆様へ

青梅市長 浜 中 啓 一
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の解除にともなう保育所の対応について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策につきまして、皆様の御対応に重ねて感謝申し上げます。

標記の件について、国の「緊急事態宣言」が令和3年3月21日に解除となりました。

しかしながら、現在、都内において感染者数が増加傾向にあること、また、変異型ウイルスへの感染も懸念されることから、改めまして下記のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 登園の際の注意事項について

市内の保育所では、今まで、保護者の皆様および保育所の適切な対応により休園という事態には至っておりません。しかしながら、現在、都内において感染者数が増加傾向にあること、また、変異型ウイルスへの感染も懸念される中、市といたしましては、感染拡大防止対策の一環として、保育所への登園に際しては以下のことをお守りいただきますよう改めてお願ひいたします。

《お守りいただきたいこと》

(1) お子様の体調が少しでも良くない（普段と違う）日および御家族に体調不良者（高熱、倦怠感等）がいる場合は、保育所をお休みし医療機関に相談（受診）してください。

(2) お子様が風邪等で保育所をお休みした場合は、体調が回復してから24時間以上経過した後に登園させてください。

なお、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の場合は医師等の指示に従ってください。

【重要】新型コロナウイルスに感染（陽性）した場合、発熱や倦怠感、咳などの症状が出始めた日の原則2日前まで遡って濃厚接触者の特定を保健所が行うこととなっています。

なお、保健所から濃厚接触者に指定された場合は、陰性であっても二週間程度の健康観察が求められます。

2 感染拡大防止対策について

皆様には、日頃から感染拡大防止対策を徹底いただいているところですが、御家庭や保育所等に新型コロナウイルスを持ち込まないために、また、大切な御家族を新型コロナウイルス感染症から守るために、以下について改めて御協力をお願いします。

- (1) 不要不急の外出を控える
- (2) 大人数での会食を控える
- (3) 3密（密閉、密集、密接）の回避
 - ア 人との距離の確保
 - イ こまめな換気
 - ウ 会食時の飛沫予防（マスク会食）
- (4) マスクの着用および手洗い、うがい、消毒の励行
- (5) その他必要な対応

3 新型コロナウイルス感染症に関する相談先

東京都発熱相談センター （電話番号） 03-5320-4592

※かかりつけ医がいる方はかかりつけ医に御相談ください。

4 その他

本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

5 問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課保育・幼稚園係

22-1111 (内線) 2146、2147